

## 税務関係書類のスキャナ保存制度に対応した 電帳法スキャナ保存ソフトの認証制度を開始します

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)

JIIMA;公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(理事長 高橋通彦)は、平成 27 年度と平成 28 年度の税制改正で大幅に規制緩和された税務関係書類のスキャナ保存制度について、仕様上でその法的要件を満たす文書管理ソフトウェアやクラウドサービスを認証する制度を、「電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度」として開始いたします。

契約書や領収書等の税務関係書類は7~10年間に渡って保存が義務づけられていますが、これら税務書類をスキャナで電子保存するためには、電子帳簿保存法(電帳法)第4条第3項および関係法令に定められている諸要件を満たすソフトウェアを使用し、事前に税務署に申請する必要があります。

この認証制度は、学識経験者や有識者で構成される電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会(以下「認証審査委員会」、委員長は手塚 悟慶(応義塾大学大学院教授))を設けて、市販されているソフトウェア製品やソフトウェアサービスが、電帳法第4条第3項に定められているスキャナ保存の法的要件を満たしていることを、製品マニュアルで審査し認証する制度です。

### 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度の概要

#### 1. 認証審査の対象製品

販売中の電帳法スキャナ保存要件に対応したソフトウェア製品、およびソフトウェアサービス

#### 2. 審査の基準と方法

電帳法第4条第3項に定められているスキャナ保存要件を満たす機能を有しているか、認証審査委員会の機能リスト(推奨を含めて59項目の機能確認)により、製品マニュアルと申請書で審査します。

製品マニュアル評価は、ソフトウェアの品質確認やテストを行う専門会社に委託します。最終的な認定審査は、認証審査委員会が行います。

なお、この認証審査は、製品自体のテスト、動作確認、品質保証を行うものではありません。またスキャナ保存要件には、申請者側で適正事務処理要件の順守や内部諸規程の整備と運用等の要件が求められますが、これについては認証の範囲外となります。

### 3. 認証有効期間

認証の有効期間は5年間とし、その間の機能の維持は、申請者の義務となります。  
更新審査は5年ごとに行い、有効期間を延長します。

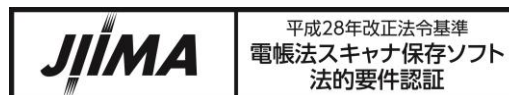
ソフトウェアを改修した場合は、その内容が判る改訂履歴の提出を求め、動作環境の変更を除く大きなスキャナ保存に関する機能変更がある場合は、更新審査を行います。

### 4. 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証審査委員会の構成メンバー

委員長 手塚 悟 慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科教授  
委員 石島 隆 法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科教授  
委員 佐久間裕幸 公認会計士・税理士 佐久間税務会計事務所  
委員 木村 道弘 日本文書情報マネジメント協会 特別研究員

### 5. 認証ロゴマークの使用

審査合格製品には、税制改正の対応年度を記載した認証ロゴの使用を認めます。  
また認証した製品は、JIIMA ホームページで公表する他、国税庁へお伝えします。



### 6. 認定審査費用

本審査(初回と該当法令改正時) 25万円(税別)/ソフトウェア  
更新審査(5年又は機能変更時) 15万円(税別)/ソフトウェア

\* 複数のソフトを同時申請する場合には割引の制度も設けています。

### 7. 第1回認証審査の受付開始

平成28年9月より受付を開始し、10月中に第1回認証を行う予定です。

本件のお問い合わせは、下記にお願い致します。

JIIMA 専務理事 長濱

E-mail nagahama@jiima.or.jp TEL. 03-5821-7351